

動物取扱業者 各位

堺市動物指導センター所長

(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について (通知)

日頃は、本市動物愛護管理行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

標題の件につきまして、令和3年6月1日から動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定及び幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限に関する規定が下記のとおり施行されますので、通知します。

各事業者におかれましては、新たな基準に沿った取扱いをお願いします。

記

1 動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定について

次の事項を規定した「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」が制定されました。(内容は別紙)

- ① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
(施行後1年間の経過措置あり)
- ② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項 (施行後2年までの経過措置あり)
- ③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- ⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

【基準の対象事業者の範囲】 犬猫を取り扱う事業者全般

犬猫の販売業 (ブリーダー、ペットショップ等)、保管業 (ペットホテル等)、貸出業、訓練業、展示業 (猫カフェ等)、競りあっせん業、譲受飼養業 (老犬・老猫ホーム等)、第二種動物取扱業者 (譲渡団体等)

2 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限に関する規定について

平成 24 年改正法附則第 7 条において、幼齢の犬又は猫の販売等の制限を出生後 49 日とする経過措置について、令和 3 年 6 月 1 日から令和元年改正法の一部施行に伴い、出生後 56 日を経過しない犬又は猫の販売等が制限されます。

なお、特例により、専ら天然記念物として指定された犬（柴犬、紀州犬、四国犬、甲斐犬、北海道犬及び秋田犬）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、出生後 49 日を経過していれば当該犬の販売等を行うことができます。ただし、指定犬を専門に繁殖しているブリーダーが、一般の飼養者に直接販売する場合に限られ、ペットショップが一般の飼い主に販売する場合等には適用されません。

3 動物取扱責任者の要件について（令和 2 年 6 月 1 日施行分） ※再掲※

令和 2 年 6 月から動物取扱責任者は下記（①から④）のいずれかに該当する必要があります。ただし、令和 2 年 5 月 31 日までに登録を受けている事業所の動物取扱責任者の選任の要件は、令和 2 年 6 月 1 日から起算して 3 年を経過する日（令和 5 年 5 月 31 日）までは、経過措置として改正前の基準が適用されます。

【責任者要件】

- ・ 獣医師
- ・ 愛玩動物看護師
- ・ 経験^{※1}と教育機関卒業^{※2}
- ・ 経験と資格^{※3}

※1 経験：第一種動物取扱業の半年間以上の**実務経験（常勤の職員として）**又は動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる**一年間以上の飼養に従事した経験**

※2 教育機関卒業：第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業

※3 資格：公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

現在、選任した責任者が要件を満たしていない事業所におかれましては、令和 5 年 6 月までに資格の取得や、要件を満たした責任者を新たに選任するなどの対応をお願いします。

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
犬猫が普段過ごすケージなどについて、体長や体高を基準とした数値規制ができました。（全業種）
- ・新規事業者は、令和3年6月から適用
 - ・既存事業者は、**令和4年6月から適用** になります。

●運動スペース**分離型**飼養等（ケージ飼育等）を行う際のケージ等の基準

【寝床や休息場所となるケージ】

犬:タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）

猫:タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、1つ以上の棚を
設け2段以上の構造とする。

複数飼養する場合:各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

【運動スペース】

下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

●運動スペース**一体型**飼養等（平飼い等）を行う際のケージ等の基準

犬:床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）

複数飼養する場合:床面積（分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分）と体高の2倍以上を確保。

※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。

猫:床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）

2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

複数飼養する場合:床面積（分離型ケージサイズの面積以上×頭数分）と体高の4倍以上を確保。

※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。

繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）。

※長期間の飼養が想定されない保管業等の業態（ペットホテルにおける数日の預かりや
ペットサロンにおけるトリミングのための短時間の保管等）は運動スペースの確保や
3時間以上の運動については、必須ではありません。

②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

犬猫の飼養又は保管に従事する常勤職員1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限ができました。

- ・新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- ・既存事業者は、**段階的に適用し、令和6年6月から完全施行**（第1種動物取扱業）になります。

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	- (経過期間)		- (経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

具体的な内容：

犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員が飼養又は保管をする頭数の上限は、1人当たり犬については20頭（うち繁殖犬は15頭）、1人当たり猫については30頭（うち繁殖猫は25頭）とする。

ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合は別表に定める。（令和6年6月完全施行）

参考表

区分				
	飼養または保管する犬の頭		飼養又は保管をする猫の頭数	
		うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	0	30	25
1	1	1	29	24
2	2	2	28	23
3	3	3	27	22
4	4	4	26	21
5	5	5	25	20
6	6	6	24	19
7	7	7	23	18
8	8	8	22	17
9	9	9	21	16
10	10	10	20	15
11	11	11	19	14
12	12	12	18	13
13	13	13	17	12
14	14	14	16	11
15	15	15	15	10
16	16	16	14	9
17	17	17	13	8
18	18	18	12	7
19	19	19	11	6
20	20	20	10	5
			9	4
			8	3
			7	2
			6	1
			5	0
			4	0
			3	0
			2	0
			1	0
			0	0

③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 温度、湿度、臭気、光環境を適切に管理することが明記されました。

④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬猫について、獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存してください。繁殖個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせる必要があります。

⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬猫の展示(販売に供するための展示も含む)において、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間を設ける必要があります。
- 飼養施設に輸送された犬猫については、輸送後2日間以上状態を観察することになります。

⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬猫において、生涯の出産回数と、交配可能な年齢について規制ができました。
 - 犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
 - 猫：雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- その他の事項は以下になります。
 - 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態
健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
 - 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
 - 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動させること。
 - 犬猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬猫との触れ合いを毎日行うこと。

基準の考え方や基準を満たす状態等を分かりやすく示すための「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を環境省が策定し発行しています。環境省のウェブサイトでも公開していますのでご確認ください。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html